

○福島県建築基準法施行細則

昭和四十七年十二月二十八日

福島県規則第七十九号

福島県建築基準法施行細則をここに公布する。

福島県建築基準法施行細則

(用語)

第一条 この規則において使用する用語は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

(区域を所管する建築主事の指定)

第二条 知事は、法第四条第七項の規定により、福島県建設事務所の所管区域（同条第一項又は第二項の規定により建築主事を置いた市町村の区域を除く。）を所管する建築主事として、当該建設事務所に勤務する建築主事を指定する。

(昭五〇規則三一・昭五一規則五〇・昭五二規則六五・昭五七規則二三・昭五九規則二〇・平一一規則七二・平一八規則二一・一部改正)

(申請書等の経由)

第三条 法、政令、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「省令」という。）又はこの規則の規定により知事又は本庁機関に勤務する建築主事に提出する申請書、報告書又は届出書は、建築物等の所在地を管轄する福島県建設事務所の長を経由して提出しなければならない。

(昭五七規則二三・昭五九規則二〇・平一一規則七二・平一二規則五八・平一八規則二一・一部改正)

第四条 削除

(平一二規則五八)

(確認の申請書に添付する図書)

第五条 確認の申請書には、省令第一条の三及び第三条に規定するもののほか、次に掲げる図書(法第八十七条の二に規定する建築設備及び法第八十八条第一項又は第二項に規定する工作物に係る確認の申請書にあつては、第一号から第四号までに掲げる図書)を添えなければならない。

- 一 国又は地方公共団体が管理する土地、道路、公園、河川、湖沼等に、建築物等を建築しようとする場合は、当該行政庁の承認を得たことを証する書類

- 二 福島県建築基準法施行条例(昭和二十六年福島県条例第六十号。以下「条例」という。)
第四十七条の十一の規定による手数料の免除を受けようとする場合は、当該災害を受けた地を管轄する消防署の長若しくは消防長又は市町村の長が発行したり災証明書
- 三 エレベーター(労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第四十一条第二項に規定する性能検査を受けなければならないもの及び一戸建て等の個人住宅に設置されたものを除く。)、エスカレーター(一戸建て等の個人住宅に設置されたものを除く。)
並びに第十三条第一項各号に掲げる換気設備、排煙設備、非常用の照明装置及び防火設備にあつては、建築設備概要書(第二号様式)
- 四 敷地の縦断面図及び横断面図(高低差が最大である箇所及び地表面が水平面に対してなす角度が最大である箇所について敷地境界線の外二十メートル以上の範囲までを明示したもの)
- 五 公図(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項に規定する地図又は同条第四項に規定する図面をいう。以下同じ。)の写し(敷地境界線を明示したもの)
- 2 省令第一条の三第一項の表二の(二十二)項の(ろ)欄に掲げる工場・事業調書及び危険物の数量表の様式は、それぞれ工場・事業調書(第一号様式)及び危険物の数量表(第一号様式の二)とする。
- 3 建築主事は、第一項の規定により提出された申請書及び図書のみによつては審査することが困難であると認めるときは、審査上特に必要と認める図書の提出を求めることができる。

(昭五〇規則三一・昭五一規則五〇・昭五九規則二〇・平一一規則七二・平一六規則八二・平一七規則九・平一八規則二一・平一九規則五六・平二八規則五五・一部改正)

(中間検査申請書に添付する書類)

第五条の二 省令第四条の八第一項第四号の規定により規則で定める建築物に係る中間検査申請書に添付する書類は、木造の建築物の場合にあつては、次に掲げる書類とする。

- 一 壁及び筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書
- 二 軸組計算書(政令第四十六条第四項の規定に適合しているかどうかの確認に必要な図書をいう。)
- 三 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法を明示した図書(政令第四十七条第一項の規定に適合しているかどうかの確認に必要な図書をいう。)

四 前各号に定めるもののほか、建築主事が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認める書類

(平三〇規則二七・追加)

(許可申請書に添付する図書等)

第六条 省令第十条の四第一項の規定により規則で定める建築物に係る許可申請書に添付する図書又は書面は、次に掲げる図書又は書面とする。

一 省令第一条の三第一項の表一の(イ)項及び(ロ)項並びに同条第四項の表一の(四)に掲げる図書

二 建築物が工場の用途又は危険物を貯蔵し、若しくは処理する用途に供するものである場合は、工場調書(第一号様式に準ずる。)又は危険物調書(第一号様式の二に準ずる。)

三 法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十五条第三項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、法第五十九条の二第一項又は法第六十八条の七第五項の規定による許可を受ける場合は、省令第一条の三第一項の表二に掲げる図書であつて、それぞれ許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項を明示したもの

四 公図の写し(敷地境界線を明示したもの)

2 省令第十条の四第四項の規定により規則で定める工作物に係る許可申請書に添付する図書又は書面は、次に掲げる図書又は書面とする。

一 省令第三条第二項の表に掲げる図書

二 工作物が工場の用途又は危険物を貯蔵し、若しくは処理する用途に供するものである場合は、工場調書(第一号様式に準ずる。)又は危険物調書(第一号様式の二に準ずる。)

三 公図の写し(敷地境界線を明示したもの)

3 知事は、前二項の規定により提出された申請書、図書及び書面のみによつては審査することが困難であると認めるときは、第一項各号又は前項各号に規定する図書又は書面のほか、審査上特に必要と認める図書又は書面の提出を求めることができる。

(昭五〇規則三一・昭五二規則六五・昭五九規則二〇・昭六二規則八一・平二規則九・平五規則五〇・平一一規則七二・平一六規則八二・平一七規則九・平一九規則五六・平二一規則三四・一部改正)

(災害危険区域内の許可申請)

第六条の二 条例第四十三条の十二ただし書の規定による許可を受けようとする者は、災害危険区域内の建築物許可申請書(第三号様式)に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

一 省令第一条の三第一項の表一の（い）項、（ろ）項及び（は）項並びに同条第四項の表一の（四）に掲げる図書

二 第五条第一項第五号に掲げる図書

三 公図の写し（敷地境界線を明示したもの）

（昭五二規則六五・追加、平一一規則七二・平一二規則五八・平一六規則八二・平二一規則三四・一部改正）

（災害危険区域の指定の告示）

第六条の三 条例第四十三条の十一第三項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 市町村、大字、字、小字及び地番

二 一定の地物、施設、工作物の位置又はこれらからの距離及び方向

（昭五二規則六五・追加、平一一規則七二・一部改正）

（仮設建築物の許可申請）

第六条の四 条例第四十六条の規定による許可を受けようとする者は、仮設建築物許可申請書（第四号様式）に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

一 省令第一条の三第一項の表一の（い）項、（ろ）項及び（は）項並びに同条第四項の表一の（四）に掲げる図書

二 公図の写し（敷地境界線を明示したもの）

（平一二規則五八・追加、平一二規則一五二・平一六規則八二・平二一規則三四・一部改正）

（許可に係る建築物等の工事完了前の設計又は用途の変更）

第七条 省令第十条の四第一項の許可関係規定又は同条第四項の工作物許可関係規定による許可（以下「許可」という。）を受けた者は、許可を受けた建築物等に係る設計又は用途を工事完了前に変更しようとするときは、当該建築物等に係る変更後の設計又は用途について、新たに許可を受けなければならない。

（昭五七規則二三・平一一規則七二・一部改正）

第八条 削除

（平一一規則七二）

（建築主等の変更等の届出）

第九条 許可又は法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の確認（以下「確認」という。）

を受けた建築物等について、工事完了前に建築主、設置者又は築造主を変更したときは、名義変更届（第五号様式）に許可通知書又は確認済証を添えて、許可に係るものにあつては知事に、確認に係るものにあつては建築主事に提出しなければならない。

- 2 建築主又は築造主は、建築主事に確認申請書を提出する際に工事監理者又は工事施工者（以下「監理者等」という。）が未定である場合においては、当該工事の着手時まで当該監理者等を選定し、工事監理者等決定届（第六号様式）を建築主事に提出しなければならない。
- 3 建築主又は築造主は、確認を受けた建築物等の監理者等を工事中に変更した場合は、工事監理者等変更届（第六号様式）を建築主事に提出しなければならない。

（昭五〇規則三一・昭五一規則五〇・平一一規則七二・平一二規則五八・一部改正）

（申請の取下げ届及び工事の取りやめ届）

第十条 許可又は確認を申請した者は、知事又は建築主事が許可又は確認をする前に当該申請書を取り下げようとするときは、工事取下げ届（第七号様式）を、許可に係るものにあつては知事に、確認に係るものにあつては建築主事に提出しなければならない。

- 2 許可又は確認を受けた者は、許可又は確認を受けた建築物等に係る工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（第七号様式の二）を、許可に係るものにあつては知事に、確認に係るものにあつては建築主事に提出しなければならない。この場合において、当該工事の全部の取りやめであるときは、当該届出書には、許可通知書又は確認済証を添えなければならない。

（昭五一規則五〇・平一一規則七二・一部改正）

（建築協定の認可の申請）

第十一条 法第七十条第一項又は法第七十四条第一項の規定により建築協定の認可又は建築協定の変更の認可を受けようとする者は、建築協定／認可／変更認可／申請書（第八号様式）に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 省令第一条の三第一項の表一の（い）項に掲げる図書
 - 二 法第六十九条に規定する土地の所有者等（法第七十七条の規定により土地の所有者等とみなされた者を含む。）の全員の住所、氏名及び建築協定に関する全員の合意を示す書類
- 2 知事は、前項の規定により提出された申請書及び図書のみによつては審査することが困難であると認めるときは、前項各号に規定する図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることができる。

(昭五二規則六五・全改、平一一規則七二・平一六規則八二・一部改正)

(建築協定の廃止の申請)

第十一条の二 法第七十六条第一項の規定により建築協定の廃止の認可を受けようとする者は、建築協定廃止申請書(第八号様式)に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 省令第一条の三第一項の表一の(い)項に掲げる図書
- 二 当該建築協定区域内の土地の所有者等の過半数の合意があつたことを明らかにする書類

(昭五二規則六五・追加、平一一規則七二・平一六規則八二・一部改正)

(認定申請書に添付する図書等)

第十一条の三 省令第十条の四の二第一項の規定により規則で定める図書又は書面は、次に掲げる図書又は書面とする。

- 一 省令第一条の三第一項の表一の(い)項及び(ろ)項並びに同条第四項の表一の(四)に掲げる図書

- 二 公図の写し(敷地境界線を明示したもの)

2 省令第十条の十六第一項第四号又は同条第二項第三号の規定により規則で定めるものは、次に掲げる図書又は書面とする。

- 一 公図の写し(申請区域の境界線及び敷地境界線を明示したもの)

- 二 申請区域に係る土地の登記簿の謄本

3 省令第十条の二十一第一項第三号の規定により規則で定めるものは、次に掲げる図書又は書面とする。

- 一 公図の写し(取消対象区域の境界線及び敷地境界線を明示したもの)

- 二 取消対象区域に係る土地の登記簿の謄本

4 知事は、前三項の規定により提出された申請書、図書又は書面のみによつては審査することが困難であると認めるときは、審査上特に必要と認める図書又は書面の提出を求めることができる。

(昭五二規則六五・追加、昭五九規則二〇・昭六二規則八一・平二規則九・平五規則五〇・平一一規則七二・平一六規則八二・平二一規則三四・一部改正)

(路地状敷地等の建築物の認定申請)

第十一条の四 条例第三条の二第一項ただし書、条例第四条ただし書、条例第二十一条第二項ただし書、条例第二十四条の二ただし書、条例第四十条の五又は条例第四十三条の九の

規定による認定を受けようとする者は、建築物の認定申請書（第八号様式の二）に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

一 省令第一条の三第一項の表一の（い）項、（ろ）項及び（は）項並びに同条第四項の表一の（四）に掲げる図書

二 公図の写し（敷地境界線を明示したもの）

（平一二規則五八・追加、平一二規則一五二・平一六規則八二・平二一規則三四・一部改正）

第十一条の五 法第八条第二項第二号の規定により指定する建築物は、階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超える事務所とする。

（令元規則二七・追加）

（建築物についての定期報告等）

第十二条 法第十二条第一項の規定により指定する特定建築物は、次の表の（あ）欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の規模が同表の（い）欄に該当するものとする。

区分	（あ）	（い）
	用途	規模
（一）	劇場、映画館又は演芸場	三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの又は主階が一階にないもの
（二）	観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
（三）	児童福祉施設等（定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成二十八年国土交通省告示第二百四十号。以下この表において「告示」という。）第一第一項第四号に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する建築物（告示第一第二項第一号、第四号及び第五号に掲げる用途に供する	地階を当該用途に供し、かつ、各階における当該用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの（地階における当該用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以下のものを除く。）、二階における当該用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のもの又は三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が

	建築物を除く。)を除く。)	百平方メートルを超えるもの
(四)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は前号の児童福祉施設等以外の児童福祉施設等	三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
(五)	旅館又はホテル	三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
(六)	共同住宅及び寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）	三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
(七)	下宿並びに共同住宅及び寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものを除く。）	三階以上の階を当該用途に供し、かつ、当該用途に供する部分の床面積が千平方メートル以上のもの
(八)	学校又は体育館（学校に付属するものに限る。）	三階以上の階を当該用途に供し、又は当該用途に供する部分の床面積が二千平方メートル以上のもの
(九)	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
(十)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレ	三階以上の階における当該用途に供する

	一、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が十平方メートル以下のものを除く。）	部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
(十一)	事務所	当該用途に供する建築物のうち階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるもの

2 前項に規定する建築物についての法第十二条第一項の規定による定期の報告は、前項の表の（一）の項から（十）の項までに掲げる建築物に係るものにあつては昭和五十四年九月三十日を始期とし、同表の（十一）の項に掲げる建築物に係るものにあつては昭和五十九年九月三十日を始期として、その後三年を経過する年ごとに、その年の九月三十日までに行わなければならない。

3 平成二十八年六月一日に現に存する建築物で、法第十二条第一項の規定により政令に定められ、又は特定行政庁に指定され、同日新たに定期報告対象になる建築物の定期の報告は、平成三十一年九月三十日を始期として、その後三年を経過する年ごとに、その年の九月三十日までに行わなければならない。

4 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号。以下「告示」という。）第三の規定により適用しないこととする定期調査の項目は、第一項の表の（六）の項、（七）の項及び（十一）の項に係る用途の建築物にあつては、告示第一別表一の部、四の部、五の部及び六の部（一）の項から（五）の項までとする。

5 第二項及び第三項の報告に係る書面は、報告の日前六月以内に調査し作成したものでなければならない。

（昭五三規則五六・昭五九規則二〇・平五規則五〇・平一六規則八二・平二〇規則九・平二八規則五五・令元規則二七・一部改正）

（特定建築設備等についての定期報告等）

第十三条 法第十二条第三項（法第八十八条第一項で準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。

一 法第六条第一項第一号に掲げる建築物で政令第十六条に掲げるもの並びに前条第一項の表に掲げる建築物（同表の（六）の項、（七）の項及び（十一）の項に掲げるもの

を除く。)に設けた換気設備、排煙設備及び非常用の照明装置(法第二十八条第二項ただし書又は同条第三項の規定により設けた換気設備並びに法第三十五条の規定により設けた排煙設備及び非常用の照明装置に限る。)(以下「換気設備等」という。)

二 前条第一項の表に掲げる建築物に設けた防火設備(随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーを除く。))に限る。)

2 法第十二条第三項の規定による定期の検査に係る報告(以下この条において「定期報告」という。)は、次の各号に掲げる定期報告の区分に応じ、当該各号に定める時期に行わなければならない。

一 省令第六条第一項に規定する国土交通大臣が定める項目に係る定期報告 おおむね三年ごと

二 前号に規定する項目以外の項目に係る定期報告 おおむね一年ごと

3 第一項第一号に規定する換気設備等で、平成二十八年六月一日に新たに指定されるものの定期の報告は、平成二十九年九月三十日を始期として、その後おおむね一年ごとに行わなければならない。

4 定期報告に係る書面は、報告の日前六月以内に検査を受け作成したものでなければならない。

(昭五七規則二三・平一一規則七二・平一六規則八二・平一七規則九・平二〇規則九・平二八規則五五・令元規則二七・一部改正)

(尿尿浄化槽^しを設ける区域^その指定)

第十三条の二 政令第三十二条第一項第一号の表に規定する知事が衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、福島県全域(福島市、郡山市及びいわき市の区域を除く。)とする。ただし、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項の公共下水道の事業計画のある区域で特に知事が認める区域は、この限りでない。

(昭五三規則五六・追加、平一六規則八二・一部改正)

(道路の位置の指定の申請)

第十四条 法第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定申請書(第九号様式)に省令第九条に規定する図書を添えて知事に提出しなければならない。

(平二〇規則九・一部改正)

(位置の指定を受けた道路の廃止の申請)

第十五条 法第四十二条第一項第五号に規定する道路を廃止しようとする者は、道路廃止申

請書(第十号様式)に省令第九条に規定する図書を添えて知事に提出しなければならない。

(平一六規則八二・平二〇規則九・平二一規則三四・一部改正)

(道路の位置の標示)

第十六条 法第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を受けた者は、側溝、街渠、縁石その他の施設を設けて当該道路の境界を明確にしておかなければならない。ただし、土地の状況によりこの措置がとれない場合は、十センチメートル角で長さ四十五センチメートル以上のコンクリート製又は石のくいを埋設することにより、その位置を標示することができる。

(建築面積の敷地面積に対する割合の緩和)

第十七条 法第五十三条第三項第二号の規定により指定する敷地は、道路(幅員が六メートル以上の道路に限る。)の交差、接続又は屈曲により生ずる角地(当該交差、接続又は屈曲により生ずる内角が百二十度を超える場合の角地を除く。)であつて、当該敷地の外周の長さの三分の一以上が当該道路に接するものとする。

(昭五九規則二〇・一部改正)

(敷地面積の規模)

第十七条の二 政令第百三十六條第三項ただし書に規定する知事が定める規模は、次の表の

(あ) 欄に掲げる区分に応じて同表の (い) 欄に掲げる数値とする。

区分	(あ)	(い)
	地域	敷地面積の規模
(一)	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域	千五百平方メートル
(二)	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域又は工業地域	千平方メートル
(三)	近隣商業地域又は商業地域	五百平方メートル

(昭五九規則二〇・追加、昭六二規則八一・平五規則五〇・平三〇規則二七・一部改正)

(多雪区域及び積雪の単位荷重)

第十八条 政令第八十六条第二項ただし書の規定により規則で指定する多雪区域は、次条第五号から第十号までに掲げる区域とする。

2 政令第八十六条第二項ただし書の規定により規則で定める多雪区域内における積雪の単位荷重は、積雪量一センチメートルごとに、一平方メートルにつき、三十ニュートン以上とする。

(平一二規則一五二・一部改正)

(垂直積雪量)

第十九条 政令第八十六条第三項の規定により規則で定める垂直積雪量の数値は、次に掲げるとおりとする。

一 次に掲げる区域にあつては、三十センチメートルとする。

ア 相馬市（玉野の区域を除く。）

イ 南相馬市

ウ 相馬郡新地町

エ 双葉郡（川内村、葛尾村及び浪江町津島の区域を除く。）

二 次に掲げる区域にあつては、五十センチメートルとする。

ア 二本松市（木ノ根坂、沢松倉、不動平、大関、栄町、岳温泉一丁目、岳温泉二丁目、岳温泉三丁目、岳温泉四丁目、岳東町、上葉木坂、岳温泉深堀、岳温泉西大和、岳温泉大和、小関、馬場平、永田字長坂国有林班、小浜、成田、西勝田、上長折、長折、下長折、西新殿、東新殿、杉沢、初森、上太田、百目木、茂原、田沢、針道、木幡、太田及び戸沢の区域を除く。）

イ 伊達市

ウ 伊達郡（川俣町山木屋の区域を除く。）

エ 東白川郡矢祭町及び同郡埴町

三 次に掲げる区域にあつては、七十センチメートルとする。

ア 白河市東釜子、東千田、東形見、東栃本、東蕪内、東深仁井田、東上野出島、東下野出島、東工業団地、大信隈戸、大信下小屋、大信豊地、大信増見、大信町屋、大信上新城、大信中新城、大信下新城、大信田園町府及び大信堰ノ上

イ 須賀川市

ウ 二本松市小浜、成田、西勝田、上長折、長折、下長折、西新殿、東新殿、杉沢、初森及び上太田

エ 本宮市

オ 安達郡大玉村（玉井字前ヶ岳、字前ヶ岳国有林、字長久保、字雨ヶ沢、字東光、字小高倉山（字重郎治に隣接する区域に限る。）、字重郎治、字三ツ森山、字長井坂、

字北上台、字守谷山、字南上台、字高松山、字ザクチ、字吉丸山、字金山及び字東ナメコ並びに大山字南小屋の区域を除く。)

カ 岩瀬郡(天栄村大字湯本の区域を除く。)

キ 西白河郡(西郷村の区域を除く。)

ク 東白川郡棚倉町

ケ 石川郡(平田村及び古殿町の区域を除く。)

コ 田村郡三春町

四 次に掲げる区域にあつては、九十センチメートルとする。

ア 白河市(東釜子、東千田、東形見、東栃本、東蕪内、東深仁井田、東上野出島、東下野出島、東工業団地、大信隈戸、大信下小屋、大信豊地、大信増見、大信町屋、大信上新城、大信中新城、大信下新城、大信田園町府及び大信堰ノ上の区域を除く。)

イ 相馬市玉野

ウ 二本松市百目木、茂原、田沢、針道、木幡、太田及び戸沢

エ 田村市

オ 伊達郡川俣町山木屋

カ 西白河郡西郷村(同村大字羽太のうち字牛窪、字大日前、字一本木及び字大沢以西の区域、同村大字鶴生のうち字田ノ入、字松葉、字由坂、字追原及び字狸久保以西の区域、同村大字真船のうち字芝原以西の区域並びに同村大字小田倉のうち字馬場坂以西の区域を除く。)

キ 東白川郡鮫川村

ク 石川郡平田村及び同郡古殿町

ケ 田村郡小野町

コ 双葉郡川内村、同郡葛尾村及び同郡浪江町津島

サ 相馬郡飯館村

五 次に掲げる区域にあつては、一メートルとする。

ア 二本松市木ノ根坂、沢松倉、不動平、大関、栄町、岳温泉一丁目、岳温泉二丁目、岳温泉三丁目、岳温泉四丁目、岳東町、上葉木坂、岳温泉深堀、岳温泉西大和、岳温泉大和、小関、馬場平及び永田字長坂国有林班

イ 安達郡大玉村玉井字前ヶ岳、字前ヶ岳国有林、字長久保、字雨ヶ沢、字東光、字小高倉山(字重郎治に隣接する区域に限る。)、字重郎治、字三ツ森山、字長井坂、字北上台、字守谷山、字南上台、字高松山、字ザクチ、字吉丸山、字金山及び字東ナメ

コ並びに大山字南小屋

六 次に掲げる区域にあつては、一・五メートルとする。

ア 会津若松市

イ 喜多方市（熱塩加納町、山都町及び高郷町の区域を除く。）

ウ 岩瀬郡天栄村大字湯本

エ 西白河郡西郷村大字羽太のうち字牛窪、字大日前、字一本木及び字大沢以西の区域、同村大字鶴生のうち字田ノ入、字松葉、字由坂、字追原及び字狸久保以西の区域、同村大字真船のうち字芝原以西の区域並びに同村大字小田倉のうち字馬場坂以西の区域

オ 河沼郡

カ 大沼郡会津美里町

七 次に掲げる区域にあつては、二メートルとする。

ア 喜多方市熱塩加納町

イ 南会津郡下郷町及び同郡南会津町（青柳、内川、大原、大桃、小塩、小立岩、白沢、多々石、耻風、浜野、古町及び宮沢の区域を除く。）

ウ 耶麻郡北塩原村（大字大塩及び大字檜原の区域を除く。）、同郡磐梯町及び同郡猪苗代町（大字若宮、大字蚕養及び字山神原の区域を除く。）

エ 大沼郡三島町

八 次に掲げる区域にあつては、二・五メートルとする。

ア 喜多方市山都町及び高郷町

イ 耶麻郡北塩原村大字大塩、同郡西会津町並びに同郡猪苗代町大字若宮、大字蚕養及び字山神原

九 次に掲げる区域にあつては、三メートルとする。

ア 南会津郡檜枝岐村及び同郡南会津町（青柳、内川、大原、大桃、小塩、小立岩、白沢、多々石、耻風、浜野、古町及び宮沢の区域に限る。）

イ 耶麻郡北塩原村大字檜原

ウ 大沼郡金山町及び同郡昭和村

十 南会津郡只見町にあつては、三・五メートルとする。

（昭五二規則六五・平一二規則一五二・平一六規則八二・平一七規則九・平一七規則一一二・平一七規則一二七・平一七規則一三五・平一八規則五・平一八規則二一・平一八規則一一九・一部改正）

(市町村が処理する事務)

第二十条 条例第四十七条の十三第一項第二十号の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

- 一 第五条第一項の規定による確認の申請の受理及び県への送付
 - 二 第六条、第六条の二及び第六条の四の規定による許可の申請の受理及び知事への送付
 - 三 第九条及び第十条の規定による届出の受理及び県への送付
 - 四 第十一条及び第十一条の二の規定による認可の申請の受理及び知事への送付
 - 五 第十一条の三及び第十一条の四の規定による認定の申請の受理及び知事への送付
 - 六 第十四条の規定による指定の申請の受理及び知事への送付
 - 七 第十五条の規定による変更又は廃止の申請の受理及び知事への送付
- 2 条例第四十七条の十三第二項第十五号の規則で定めるものは、前項第一号から第五号までに掲げる事務とする。

(平一二規則五八・全改、平一六規則八二・平二一規則三四・平二七規則五六・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、昭和四十八年一月一日から施行する。
- 2 福島県建築基準法施行細則（昭和二十六年福島県規則第七号）は、廃止する。
- 3 建築基準法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第百九号。以下「改正法」という。）による改正前の都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定による都市計画区域で改正法の施行の際現に存するものの内の建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分について改正法附則第十六項の規定により改正法による改正前の建築基準法の規定が適用される間は、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分については、この規則第六条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「法第四十八条第一項ただし書、同条第二項ただし書、同条第三項ただし書、同条第四項ただし書、同条第五項ただし書、同条第六項ただし書、同条第七項ただし書若しくは同条第八項ただし書、法第五十一条ただし書（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、法第五十二条第二項若しくは第三項、法第五十五条第一項各号、法第五十六条第三項又は法第五十九条第一項第三号若しくは同条第二項」とあるのは、「建築基準法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第百九号）による改正前の法（以下本文中「改正前の法」という。）第四十九条第一項ただし書、同条第二項ただし書、同条第三項ただし書若しくは同条第四項ただし書、改正前の法第五十条第一項ただし書若しくは

同条第二項ただし書、改正前の法第五十四条ただし書（改正前の法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、改正前の法第五十七条第一項ただし書、改正前の法第五十八条第四項、改正前の法第五十九条の二第二項若しくは第三項又は改正前の法第五十九条の三第二項」と読み替えるものとする。

- 4 この規則の施行の際この規則による廃止前の福島県建築基準法施行細則の規定に基づいて提出された申請書又は届出書は、この規則の相当規定に基づいて提出された申請書又は届出書とみなす。

第1号様式(第5条、第6条関係)

工場・事業調書

※ 確認番号				地域・地区							
確認年月日											
建築主住所氏名		電話番									
建築場所											
業種	金	機	化	ガ	窯	紡	機	食	印	そ	生産及び加工品目
	属	械	学	ス・電気	業・土石	績	械・木工	品	刷製本	他	
設備の概要	機械の種類	機械台数			原動機の出力(KW)						
		新(増)設	既設	計	新(増)設	既設	計				
作業の概要	既設部分										
	申請部分										
	基準時 年月日	現在	工事に伴う 除却部分	申請部分	合計						
敷地面積											
建築面積											
床面積の合計											
作業場の床面積の合計											
不 適 格 事 項	適合しない原動機の 出力数の合計										
	適合しない機械の台 数の合計										
	適合しない容器等の 容量の合計										
備考											

- (注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 確認申請書の正本に3部、副本に1部添付してください。
 3 業種の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 4 「基準時」とは、建築基準法施行の日又は地域、地区の指定、変更により初めて不適格となった日をいう。
 5 不適格事項欄には、不適格建築物がある場合は必ず記入し、基準時における建築物の配置図及び各階平面図を添付してください。

第1号様式の2(第5条、第6条関係)

危険物の数量表

※ 確認番号 確認年月日		地域・地区		
建築主住所氏名	電話番号			
設備場所				
建築物の主要用途		危険物の 主要用途		
施設の種別及び構造				
品名	常時貯蔵する場合		製造所又は他の事業を営む 工場において処理する場合	
	現在	申請部分	現在	申請部分
基準時の状況 (基準時年月日)	品名	数量	品名	数量
備考				

- (注) 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 確認申請書の正本に3部、副本に1部添付してください。
 3 「基準時」とは、建築基準法施行の日又は地域、地区の指定、変更により初めて不適格となつた日をいう。
 4 基準時の状況欄には、不適格危険物がある場合は必ず記入してください。

申請者住所氏名		電話 番								
敷地の地名地番										
申請建築物 構造・規模・用途		構造 一部	造 造	規模	地上 地下	階 階	延べ面積 m ² m 最高の高さ	用途		
設計者住所氏名		電話 番								
昇 降 機	一 般 用	用途 及び 台数	用 台	定格 速度m/min	昇降路 面積m ²		機 械 室	面 積	m ²	
		有・無	停止階 地上 地下	階 階	頂部すき間	m		天井高	m	
	非 常 用	予備電源	台数	台	定格 速度m/min	昇降路 面積m ²		機 械 室	面 積	m ²
		有・無	停止階 地上 地下	階 階	頂部 すき間	m	機械室に至る階段 すき間		H	m×
排煙設備		有・無	排煙方法	(1) 自然排煙 (2) 機械強制排煙		予備電源 発電機 その他				
換気設備		有・無	換気方法	(1) 自然換気 (2) 機械強制換気第 (1、2、3) 種空調設備						

非常用照明	有・無	(1) バッテリー (2) 発電機 (3) バッテリー内蔵			必要とする場所
	器具型式	白熱灯 蛍光灯 水銀灯	W灯 W灯 W灯	計算による 最低密度	
中央管理室	有・無	設置位置	階	対象設備	非常用昇降機換気(空調)設備 排煙設備、非常用照明
避雷針	有・無	突針の基数 アース扱の箇所数	基 箇所数	設備の方式	(1) 一般法 (2) 簡略法 (3) その他()
浄化槽	有・無	型式	告示第1、第2、 第3、その他	処理対象人員	人
その他の設備 (他の法令、条例、 規則等によるもの も含む。)					
工事種別	新築・増築・改築・修繕・模様替				
※ 事務処理欄					

- (注) 1 各欄は該当するものを○で囲んでください。
2 昇降機関の用途は乗用、人荷用、荷物用、寝台車、自動車用、エスカレーターの種別を記入し、台数はその種別ごとに記入してください。
3 機械室寸法等はその代表的なものを記入してください。
4 換気設備の欄において「第1種」とは給排気、「第2種」とは給気、「第3種」とは排気を示す。
5 非常用照明の欄において「E」とは照度、「I」とは光度、「D」とは減光補償率をいう。
6 ※印の欄は、記入しないでください。

換 気 排 煙 等 を 要 す る 室	室名								
	面積 (㎡)								
	天井高 (m)								
	開口面積 (㎡)								
	人員 (人)								
	風量/時 (Q)								
	換気回数(a/V)								
	系統								
略系統図 第一系統 (換気)									

第二系統又は排煙系統

- (注) 1 防火区画のダンパー、ダクト径、区間長、区間損失、風量、フード位置等政令・告示にて詳細を指定されている設備等は、略系統図に明示してください。
- 2 略系統図は、各系統ごとに記入してください。

第3号様式(第6条の2関係)

災害危険区域内の建築物許可申請書

福島県建築基準法施行条例第43条の3の規定による許可を受けたいので申請します。						
福島県知事			年 月 日			
			住所 申請者 氏名			
1	建築主住所氏名	電話() 番				
2	代理人住所氏名	電話() 番				
3 敷地 位置 の	(1)地名地番			※その他の 区域、地 域地区		
	(2)災害危険区域名					
4	主要用途					
5	工事種別 新築、増築、改築、移転、その他					
6	敷地面積	申請部分	申請以外 の部分	合計	9 建 ぺ い 率	%
		m ²	m ²	m ²		
7	建築面積	m ²	m ²	m ²	10 容 積 率	%
8	延べ面積	m ²	m ²	m ²		
11	建築物の概要	屋根	外壁	柱・梁	基礎	軒高
						m
12	申請理由					
※	県受付欄	※建設事務所受付欄	※市町村受付欄		※許可番号欄	
					年 月 日	第 号

(注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 「工事種別」の欄は、該当する事項を○で囲んでください。

第4号様式(第6条の4関係)

仮設建築物許可申請書

福島県建築基準法施行条例第47条の規定による許可を受けたいので申請します。 年 月 日 福島県知事 住所 申請者 氏名					
1	建築主住所氏名	電話() 番			
2	代理人住所氏名	電話() 番			
3	設計者住所氏名	電話() 番			
4 敷 地 の 位 置	(1) 地名地番				
	(2) 用途地域		※その他の 区域・地 域・地区		
	(3) 防火地域	防火地域・準防火地域・指定なし			
5	主 要 用 途				
6	工 事 種 別	新築・増築・改築・移転・用途変更・その他			
7	構 造				
8	階 数				
9	建築物の高さ				
10	敷 地 面 積				
11	建 築 面 積	申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分	合 計	14 建 べ い 率 %
		m ²	m ²	m ²	
12	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²	15 容 積 率 %
13	容 積 率 対 象 延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²	
16	道 路 の 幅 員				
17	存 続 期 間	年 月 日まで			
18	申 請 理 由				
19	そ の 他 の 必 要 事 項				

※ 受 付 欄	※ 許 可 番 号 欄	
	年 月 日	
	第 号	
	係員印	

注 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 「防火地域」及び「工事種別」の欄は、該当する事項を○で囲んでください。

第5号様式(第9条関係)

名 義 変 更 届

下記のとおり建築主・設置者・築造主を変更したので、お届けします。 年 月 日 福島県知事(建築主事)		
建築主 住 所 設置者 築造主 氏 名 電話 番		
建設築 築置造 主者主	変更前	住 所 氏 名
	変更後	住 所 氏 名
1	許可(確認)番号 及び年月日	許可(確認)第 号 年 月 日
2	変更年月日	年 月 日
3	敷地の地名地番	
4	建築物等の主要用途	
5	工 事 種 別	新築・増築・改築・用途変更・その他
6	変 更 の 理 由	
※ 県 受 付 欄		※ 建設事務所受付欄
		※ 市町村受付欄

- (注) 1 不要の文字は、抹消してください。
 2 ※印の欄は、記入しないでください。
 3 「工事種別」の欄は、該当する事項を○で囲んでください。

工 事 監 理 者 等 決 定(変更)届

先に提出した確認申請に係る建築物の工事監理者及び工事施工者を決定(変更)しましたので、お届けします。 年 月 日		
建築主事 建築主 住所 築造主 氏名 電話 番 		
1 確認番号及び年月日	第 号 年 月 日	
2 敷地の地名地番		
3 建築物の主要用途		
4 建築物の構造規模		
5 工事監理者	新	資格 ()級建築士 ()登録第 号 ()級建築士事務所 ()登録第 号 電話 番
	住所氏名	
	旧	資格 ()級建築士 ()登録第 号 ()級建築士事務所 ()登録第 号 電話 番
	住所氏名	

6 工事施工者	新	資格	建設業登録第	号	電話	番
		住所氏名				
	旧	資格	建設業登録第	号	電話	番
		住所氏名				
※ 県 受 付 欄		※ 建設事務所受付欄		※ 市町村受付欄		

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

第7号様式(第10条関係)

取 下 げ 届

先に提出した確認(許可)の申請は、都合により取り下げますので、お届けします。 年 月 日 福島県知事(建築主事)		
		住所
		建築主 氏名
		電話 番
1 申請書提出年月日	年 月 日	
2 建築主住所氏名		
3 代理人住所氏名		
4 敷地の地名地番		
5 建築物の用途		
6 取下げ理由		
※ 県受付欄	※ 建設事務所受付欄	※ 市町村受付欄

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

第7号様式の二(第10条関係)

工 事 取 り や め 届

<p>先に、確認(許可)を受けました下記建築物・建築設備・工作物の工事を取りやめましたので、お届けします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福島県知事(建築主事)</p> <p style="text-align: right;">建築主 住所 設置者 氏名 築造主 電話 番</p>				
1	確認(許可)番号	第 号		
2	確認(許可)年月日	年 月 日		
3	取りやめ期日	年 月 日		
4	敷地の地名番			
5	内 容	(1) 棟数又は戸数	棟 戸	(4) 主要用途
		(2) 建築面積	m ²	(5) 工事種別 新築、増築、改築、用途変更、その他
		(3) 延べ築造面積	m ²	
6	取りやめ理由			
※ 県 受 付 欄		※ 建設事務所受付欄		※ 市町村受付欄

- 注 1 不要の文字は、抹消してください。
 2 ※の欄は、記入しないでください。
 3 「工事種別」の欄は、該当する事項を○で囲んでください。

第8号様式(第11条、第11条の2関係)

認 可
建築協定 変更認可 申請書
廃止認可

<p style="text-align: center;">認 可 建築基準法第 条の規定により、建築協定の変更の認可を受けたいので申請しま す。 廃止の認可</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福島県知事</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者 氏 名</p>				
1	代表者住所・氏名			
2	協定の事由			
3	協定事項の概要			
4	協定区域の地名			
5	協定区域の面積	m ²		
6	建築物の用途	7	構造	
8	協定戸数	9	延べ面積	m ²
10	その他必要な事項			
※ 受 付 欄	県 受 付 欄	建 設 事 務 所	市 町 村	※ 認 可 欄

- (注) 1 不要の文字は、抹消してください。
2 ※印欄は、記入しないでください。

第8号様式の2(第11条の4関係)

建築物の認定申請書

福島県建築基準法施行条例第 条第 号 の規定による認定を受けたいので申請します。 年 月 日 福島県知事 住所 申請者 氏名					
1	建築主住所氏名	電話() 番			
2	代理人住所氏名	電話() 番			
3	設計者住所氏名	電話() 番			
4 敷地 の 位置	(1) 地名地番				
	(2) 用途地域		※その他の 区域・地 域・地区		
	(3) 防火地域	防火地域・準防火地域・指定なし			
5	主 要 用 途				
6	工 事 種 別	新築・増築・改築・移転・用途変更・その他			
7	構 造				
8	階 数				
9	建築物の高さ				
10	敷 地 面 積				
11	建 築 面 積	申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分	合 計	14 建 べ い 率 %
		m ²	m ²	m ²	
12	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²	15 容 積 率 %
13	容 積 率 対 象 延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²	
16	道 路 の 幅 員				
17	申 請 理 由				
18	そ の 他 の 必 要 事 項				
※ 受 付 欄				※ 許 可 番 号 欄	

	年	月	日
	第	号	
	係員印		

注 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 「防火地域」及び「工事種別」の欄は、該当する事項を○で囲んでください。

第9号様式(第14条関係)

㊦

(表)

道路位置指定申請書		※ 整理番号	第	号
建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を申請します。 この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。				
福島県知事		年 月 日		
申請者				
1	申請者の住所及び氏名	電話		番
2	代理者の住所及び氏名	電話		番
3	申請書作成者の住所及び氏名	電話		番
4	位置の指定を受けようとする道路の所在地及び地目	所	在	地番
				地目
5 申請に係る道路の概要	幅員	延長	側溝の幅	備考
	(1)			
	(2)			
	(3)			
	(4)			
	(5)			
6	土地の所有者、管理者、使用権者、その他の権利者の住所及び氏名			
※	現地確認年月日	年 月 日	※ 確認者名	
※	指定年月日及び番号	※ 公告年月日及び番号		
	年 月 日 福島県指令 建第 号	年 月 日 公告第 号		
※	建設事務所受付欄	※		

注 ※印の欄は、記入しないでください。

(裏)

手数料欄



道 路 位 置 指 定 通 知 書

<p>※ 福島県指令 建第 号</p> <p style="text-align: right;">申請者</p> <p>年 月 日付で申請のあつた道路については、建築基準法第42条第1項第5号の規定により指定します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">福島県知事 印</p>				
1	申請者の住所及び氏名	電話 番		
2	代理者の住所及び氏名	電話 番		
3	申請書作成者の住所及び氏名	電話 番		
4	位置の指定をした道路の所在地及び地目	所	在	地 番 地目
5 位置の指定をした	幅員	延	長	側溝の幅 備考
	(1)			
	(2)			
	(3)			
	(4)			
	(5)			
6	土地の所有者、管理者、使用権者、その他の権利者の住所及び氏名			
<p>(注意)</p> <p>1 上記の位置の指定を受けた道路については、側溝、縁石その他により道路の境界を明確にしておいてください。ただし、土地の状況によりこの措置がとれない場合は、10センチメートル角で長さ45センチメートル以上のコンクリート製又は石のくいによりその位置を表示してください。</p> <p>2 上記の位置の指定を受けた道路を廃止しようとする場合は、福島県建築基準法施行細則第15条の規定するところにより、知事に申請してください。</p>				

注 ※印の欄は、記入しないでください。

第10号様式(第15条関係)

道 路 廃 止 申 請 書

建築基準法第42条第1項第5号の規定により指定を受けた道路を廃止したいので、申請いたします。 年 月 日 福島県知事 申請者			
1	指定年月日及び番号		
2	廃止予定年月日		
3	廃止する道路の所在地		
4	廃止する道路の概要 (別図のとおり。)	(1) 長さ	
		(2) 幅員	
		(3) 回転広場	
5	摘 要		
※	県 受 付 欄	※ 建設事務所受付欄	※ 市 町 村 受 付 欄

- 注 1 不要の文字は、抹消してください。
 2 ※印の欄は、記入しないでください。

廃止する道路の概要図(字限図に明示される場合は、字限図)

(注意) 上記の概要図に明示すべき事項
地名、地番の境界線、道路に接している土地の地番及び権利者の住所氏名

附 則（昭和五〇年規則第三一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際第一条の規定による改正前の福島県建築基準法施行細則の規定に基づいて提出された申請書又は届出書は、第一条の規定による改正後の福島県建築基準法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書又は届出書とみなす。

附 則（昭和五一年規則第五〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五二年規則第六五号）

この規則は、昭和五十二年十一月二十日から施行する。

附 則（昭和五三年規則第五六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年規則第二三号）

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五九年規則第二〇号）

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和六二年規則第八一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年規則第九五号）

この規則は、平成二年一月一日から施行する。

附 則（平成二年規則第九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年規則第三七号）

- 1 この規則は、平成三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成五年規則第五〇号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成四年法律第八十二号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分については、平成八年六月二十四日

(同日前に改正法第一条の規定による改正後の都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第二十条第一項(同法第二十二条第一項において読み替える場合を含む。)の規定による告示があった日。以下同じ。)までの間は、改正後の福島県建築基準法施行細則第十七条の二の規定並びに第三号様式、第三号様式の二及び第九号様式は適用せず、改正前の福島県建築基準法施行細則第十七条の二の規定並びに第三号様式、第三号様式の二及び第九号様式は、なおその効力を有する。

- 3 この規則の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の都市計画法の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分についての平成八年六月二十四日までの間の改正後の福島県建築基準法施行細則の規定の適用については、同規則第六条第一項中「法第四十八条各項(第十三項及び第十四項を除く。次項において同じ。)のただし書(法」とあるのは「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成四年法律第八十二号)第二条の規定による改正前の建築基準法(以下「旧法」という。)第四十八条各項(第九項及び第十項を除く。次項において同じ。)のただし書(旧法」と、「法第五十二条第四項から第六項まで、法第五十四条の二第一項第二号、法」とあるのは「法第五十二条第四項から第六項まで、旧法」とし、同項第三号中「法第五十四条の二第一項第二号、法」とあるのは「旧法」とし、同条第二項中「法第八十八条第二項において準用する法第四十八条各項のただし書又は」とあるのは「旧法第八十八条第二項において準用する旧法第四十八条各項のただし書(旧法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)又は法第八十八条第二項において準用する」と、「においてこれらの規定を」とあるのは「において」とし、同規則第十一条の三第一項中「法第五十五条第二項」とあるのは「旧法第五十五条第二項」と、「第八項若しくは第十項」とあるのは「若しくは第八項、旧法第八十六条第九項」とする。

附 則 (平成十一年規則第七二号)

- 1 この規則は、平成十一年五月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の福島県建築基準法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書とみなす。

附 則 (平成十二年規則第五八号)

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前において、改正前の福島県建築基準法施行細則第三条の二から第三条の五までの規定により徴収すべきであった手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年規則第一五二号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十八条及び第十九条の改正規定は、平成十二年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の福島県建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の福島県建築基準法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書とみなす。

附 則（平成一六年規則第八二号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十九条の改正規定は、平成十六年十一月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第九号）

この規則は、平成十七年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条第一項第六号の改正規定 平成十七年三月七日

二 第五条第一項第五号の改正規定 平成十七年六月一日

三 第六条の改正規定及び第十三条の改正規定 建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）の施行の日

（施行の日＝平成一七年六月一日）

附 則（平成一七年規則第一一二号）

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第一二七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年規則第一三五号）

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十八年一月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年規則第二一号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十九条第七号及び第九号の改

正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年規則第一一九号）

- 1 この規則中第十九条の改正規定は平成十九年一月一日から、第九号様式の改正規定は同年四月一日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県建築基準法施行細則第十号様式又は第十号様式の二による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一九年規則第五六号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県建築基準法施行細則（以下「旧規則」という。）第五条第一項第二号の規定により提出されている工場調書又は危険物調書は、改正後の福島県建築基準法施行細則（以下「新規則」という。）第五条第二項の規定により提出された工場・事業調書又は危険物の数量表とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則第六条第一項第二号及び同条第二項第二号の規定により提出されている工場調書又は危険物調書は、新規則第六条第一項第二号及び同条第二項第二号の規定により提出された工場調書又は危険物調書とみなす。

附 則（平成二〇年規則第九号）

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県建築基準法施行細則第十二条及び第十三条の規定は、この規則の施行の日以後に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十二条第一項の規定による調査をさせた建築物の報告に係る書面又は同条第三項の規定による検査をさせた建築設備若しくは工作物の報告に係る書面について適用し、同日前に同条第一項の規定による調査をさせた建築物の報告に係る書面又は同条第三項の規定による検査をさせた建築設備若しくは工作物の報告に係る書面については、なお従前の例による。

附 則（平成二一年規則第三四号）

この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。ただし、第二十条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年規則第五六号）

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則（平成二八年規則第五五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第十号）附則

第二条第四項において読み替えて適用される建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号) 第六条第一項に規定する特定行政庁が定める時期は、平成三十一年五月三十一日とする。

- 3 改正前の福島県建築基準法施行細則第十二条第一項の規定により指定されていた建築物で、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号) 第十二条第一項の規定により政令で指定されるものの定期の報告については、なお従前の例による。

附 則 (平成三〇年規則第二七号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年規則第二七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年規則第二八号)

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等は、それぞれ改正後の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第5条、第6条関係）

（昭59規則20・全改、平19規則56・一部改正）

第1号様式の2（第5条、第6条関係）

（昭59規則20・追加、平19規則56・一部改正）

第2号様式（第5条関係）

（昭51規則50・一部改正）

第3号様式（第6条の2関係）

（昭52規則65・追加、平3規則37・一部改正、平11規則72・旧第3号様式の3繰上、
平12規則58・令3規則28・一部改正）

第4号様式（第6条の4関係）

（平12規則58・全改、令3規則28・一部改正）

第5号様式（第9条関係）

（昭50規則31・昭51規則50・平3規則37・平12規則58・令3規則28・一部改正）

第6号様式（第9条関係）

（昭51規則50・平3規則37・平12規則58・令3規則28・一部改正）

第7号様式（第10条関係）

（昭51規則50・追加、平元規則95・平3規則37・平12規則58・令3規則28・一部改
正）

第7号様式の二（第10条関係）

（昭50規則31・一部改正、昭51規則50・旧第7号様式繰下・一部改正、平3規則37・
平12規則58・令3規則28・一部改正）

第8号様式（第11条、第11条の2関係）

（昭52規則65・全改、平3規則37・平12規則58・令3規則28・一部改正）

第8号様式の2（第11条の4関係）

（平12規則58・追加、令3規則28・一部改正）

第9号様式（第14条関係）

（平2規則9・全改、平3規則37・一部改正、平20規則9・旧第11号様式繰上、平
21規則34・令3規則28・一部改正）

第10号様式（第15条関係）

（昭51規則50・平3規則37・一部改正、平20規則9・旧第12号様式繰上、平21規則
34・令3規則28・一部改正）

